

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の一部改正により納税の猶予制度の見直しが行われたことに伴い、同法の規定により条例で定めることとされた事項について必要な規定を整備するため、滋賀県税条例(昭和 25 年滋賀県条例第 55 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 徴収の猶予の制度

ア 知事は、徴収の猶予(その猶予期間の延長を含む。以下同じ。)をする場合には、当該徴収の猶予をする期間内において、その者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入させることができることとするとともに、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付方法について、必要な規定の整備を行うこととします。(第 8 条の 2 関係)

イ 徴収の猶予の申請手続について、その申請書に記載すべき事項および申請書に添付すべき書類について定めるとともに、徴収の猶予の申請書の訂正または添付すべき書類の訂正もしくは提出を求められた者は、訂正等の通知を受けた日から 20 日以内に訂正等を行わなければならないこととします。(第 8 条の 3 関係)

(2) 職権による換価の猶予の制度

知事は、職権による換価の猶予(その猶予期間の延長を含む。以下同じ。)をする場合には、当該職権による換価の猶予をする期間内の各月ごとに、その者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入させるものとするとともに、職権による換価の猶予に係る徴収金の納付方法について、徴収の猶予と同様とする等の整備を行うこととします。(第 8 条の 4 関係)

(3) 申請による換価の猶予の制度

ア 滞納者が換価の猶予を申請する場合の申請期間は、納期限から 6 月間とすることとします。(第 8 条の 5 関係)

イ 知事は、申請による換価の猶予(その猶予期間の延長を含む。以下同じ。)をする場合には、当該申請による換価の猶予をする期間内の各月ごとに、その者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入させるものとするとともに、申請による換価の猶予に係る徴収金の納付方法について、徴収の猶予と同様とする等の整備を行うこととします。また、申請による換価の猶予について、申請手続等につき徴収の猶予と同様とする等の整備を行うこととします。(第 8 条の 5 関係)

(4) 知事は、徴収の猶予、職権による換価の猶予または申請による換価の猶予をする場合は、それらの猶予に係る金額が 100 万円以下である場合、猶予期間が 3 月以内である場合または担保を徴することができない特別の事情がある場合を除き、担保を徴しなければならないこととします。(第 8 条の 6 関係)

(5) その他

ア この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を規定することとします。

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

猶予制度の見直しに係る地方税法の主な改正内容および県税条例(案)の主な内容

項目(要件・期間)	効果・延滞金率 H27 9.1% (1月以内2.8%)	地方税法の改正内容 (H28.4.1施行)		条例(案) (国税の取扱いに準拠)
		改正前	改正後	
徴収の猶予 ○要件 ①災害、盗難、病気等 ②事業の休廃止等 ○期間 1年以内(2年まで延長可)	○効果 ・新たな督促、滞納処分の禁止 ・申請により差押えの解除が可能 ○延滞金率 ①免除 ②軽減 H27 1.8%	・原則担保必要(50万円以下の場合等は不要) ・分割納付をさせることが可能	・同左(条例で定める場合は不要) ・同左(条例でその方法を規定) ・新たに徴収の猶予の申請手続等を規定(申請書・添付書類の内容、申請書等の訂正期間を条例で規定)	➡ 猶予をする額が100万円以下、猶予をする期間が3月以内または担保を徴することができない特別な事情があると知事が認める場合は担保不要(条例第8条の6) ➡ 分割納付させる場合は、各納付期限および各期限ごとの納付金額を定め、相手方に通知(条例第8条の2) ○申請書記載事項(条例第8条の3第1項、第3項) ・要件に該当する事情の詳細 ・猶予を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限および金額等 ○申請書添付書類(条例第8条の3第2項、第4項) ・要件に該当する事実を証する書類 ・財産目録、収支実績・見込み等 ○延長申請書記載事項・添付書類(条例第8条の3第5項、第6項) ○申請書等訂正期間 20日(条例第8条の3第8項)
職権による換価の猶予 ○要件 事業継続・生活維持を困難にするおそれがある場合または地方団体の徴収上有利な場合で、納税について誠実な意思を有すると認められるとき ○期間 1年以内(2年まで延長可)	○効果 ・換価の禁止 ・差押えの猶予、解除が可能 ○延滞金率 軽減 H27 1.8%	・原則担保必要(50万円以下の場合等は不要) ・分割納付をさせることが可能	・同左(条例で定める場合は不要) ・分割納付をさせる。(条例でその方法を規定) ・新たに職権による換価の猶予の手続等を規定(提出を求めることができる書類を条例で規定)	➡ 徴収猶予と同じ。(条例第8条の6) ➡ 原則、毎月分割納付させる。各納付期限および各期限ごとの納付金額を定め、相手方に通知(条例第8条の4第1項、第2項) ➡ 提出を求めることができる書類(条例第8条の4第3項、第4項) 財産目録、収支実績・見込み等
[新設]申請による換価の猶予 ○要件 一時に納税することにより事業継続・生活維持を困難にするおそれがあり、納税について誠実な意思を有すると認められるとき ○期間 1年以内(2年まで延長可)	○効果 ・換価の禁止 ・差押えの猶予、解除が可能 ○延滞金率 軽減 (職権による換価の猶予と同率)		・原則担保必要(条例で定める場合は不要) ・分割納付をさせる。(条例でその方法を規定) ・申請による換価の猶予の申請手続等を規定(申請期間、申請書・添付書類の内容、申請書等の訂正期間を条例で規定)	➡ 徴収猶予と同じ。(条例第8条の6) ➡ 原則、毎月分割納付させる。各納付期限および各期限ごとの納付金額を定め、相手方に通知(条例第8条の5第2項、第3項) ○申請期間 納期限から6か月以内(条例第8条の5第1項) ○申請書記載事項(条例第8条の5第4項) ・要件に該当する事情の詳細 ・猶予を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限および金額等 ○申請書添付書類(条例第8条の5第5項) ・財産目録、収支実績・見込み等 ○延長申請書記載事項・添付書類(条例第8条の5第6項、第7項) ○申請書等訂正期間 20日(条例第8条の5第8項)

滋賀県税条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第8条 省略</p>	<p>第1条～第8条 省略</p> <p><u>(徴収の猶予等に係る徴収金の分割納付または分割納入の方法)</u></p> <p>第8条の2 <u>知事は、法第15条第1項もしくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この条、次条、第8条の6および第25条第2項において「徴収の猶予」という。）または法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条および次条において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を当該徴収の猶予をする期間内または当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、その者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入させることができる。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の規定により、徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、または納入させる場合においては、当該分割納付または当該分割納入の各納付期限または各納入期限（以下「各納付等期限」という。）および各納付等期限ごとの納付金額または納入金額（以下「各分割納付等金額」という。）を定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>知事は、徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長を受けた者が前項の規定により定めた分割納付または分割納入の各納付等期限までに同項の規定により定めた各分割納付等金額を納付し、または納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該各納付等期限および各分割納付等金額を変更することができる。</u></p> <p>4 <u>知事は、第2項の規定により分割納付または分割納入の各納付等期限および各分割納付等金額を定めたときは、規則で定めるところにより、当該各納付等期限および各分割納付等金額その他規則で定める事項を当該徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない</u></p>

5

い。前項の規定により分割納付または分割納入の各納付等期限および各分割納付等金額を変更した場合についても、同様とする。

(徴収の猶予等の申請手続等)

第8条の3 法第15条の2第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があることおよびその該当する事実に基づき徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、または納入することができない事情の詳細

(2) 徴収の猶予を受けようとする徴収金の年度、種類および納期限

(3) 徴収の猶予を受けようとする金額

(4) 徴収の猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付または分割納入の方法により納付し、または納入するかどうかの別 (分割納付または分割納入の方法により納付し、または納入する場合にあっては、分割納付または分割納入の各納付等期限および各分割納付等金額を含む。)

(6) 徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額および所在 (その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地ならびに法人にあってはその代表者の氏名) その他担保に関し参考となるべき事項 (担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産および負債の状況を明らかにする書類

(3) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入および支出の実績ならびに同日以後の収入および支出の見込みを明らかにする書類

(4) 前項第6号に規定する場合には、地方税法施行令 (昭和25年政令第245

号。以下「施行令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類
その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、または納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項の条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類および納期限

(2) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額

(3) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、または納入することができないやむを得ない理由

(4) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間

(5) 第1項第5号に掲げる事項

6 法第15条の2第3項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第2項第2号に掲げる書類

(2) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする日前1年間の収入および支出の実績ならびに同日以後の収入および支出の見込みを明らかにする書類

7 法第15条の2第4項の条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

8 法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予等の手続等)

第8条の4 知事は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予(以下この条、第8条の6および第25条第2項において「職権による換価の猶予」という。)または法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長(以下この

条において「職権による換価の猶予期間の延長」という。)をする場合には、当該職権による換価の猶予をする期間内または当該職権による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月(知事がやむを得ない事情があると認めるときは、これらの期間内において知事が指定する月)ごとに、当該職権による換価の猶予または職権による換価の猶予期間の延長に係る徴収金をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入させるものとする。

2 第8条の2第2項から第4項までの規定は、前項の規定により、職権による換価の猶予または職権による換価の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、または納入させる場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第8条の4第1項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第8条の4第2項において読み替えて準用する前項」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第8条の4第2項において読み替えて準用する第2項」と読み替えるものとする。

3 法第15条の5の2第1項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号に掲げる書類

(2) 職権による換価の猶予をしようとする日前1年間の収入および支出の実績ならびに同日以後の収入および支出の見込みを明らかにする書類

(3) 職権による換価の猶予をしようとする金額が100万円を超え、かつ、当該職権による換価の猶予をしようとする期間が3月を超える場合には、施行令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

(4) 職権による換価の猶予をしようとする徴収金を分割して納付し、または納入させるために必要となる書類

4 法第15条の5の2第2項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号に掲げる書類

(2) 職権による換価の猶予期間の延長をしようとする日前1年間の収入および支出の実績ならびに同日以後の収入および支出の見込みを明らかに

する書類

(3) 職権による換価の猶予期間の延長をしようとする徴収金を分割して納付し、または納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予等の申請手続等)

第8条の5 法第15条の6第1項の条例で定める期間は、6月とする。

2 知事は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下この条、次条および第25条第2項において「申請による換価の猶予」という。）または法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長（以下この条において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該申請による換価の猶予をする期間内または当該申請による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、これらの期間内において知事が指定する月）ごとに、当該申請による換価の猶予または申請による換価の猶予期間の延長に係る徴収金をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入させるものとする。

3 第8条の2第2項から第4項までの規定は、前項の規定により、申請による換価の猶予または申請による換価の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、または納入させる場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第8条の5第2項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第8条の5第3項において読み替えて準用する前項」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第8条の5第3項において読み替えて準用する第2項」と読み替えるものとする。

4 法第15条の6の2第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申請による換価の猶予に係る徴収金を一時に納付し、または納入することにより事業の継続または生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 申請による換価の猶予を受けようとする徴収金の年度、種類および納期限

(3) 申請による換価の猶予を受けようとする金額

(4) 申請による換価の猶予を受けようとする期間

(5) 申請による換価の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該申請による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額および所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地ならびに法人にあつてはその代表者の氏名）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

(6) 申請による換価の猶予を受けようとする徴収金の分割納付または分割納入の各納付等期限および各分割納付等金額

5 法第15条の6の2第1項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第8条の3第2項第2号に掲げる書類

(2) 申請による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入および支出の実績ならびに同日以後の収入および支出の見込みを明らかにする書類

(3) 前項第5号に規定する場合には、施行令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

6 法第15条の6の2第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類および納期限

(2) 申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする金額

(3) 申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、または納入することができないやむを得ない理由

(4) 申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする期間

(5) 申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の分割納付または分割納入の各納付等期限および各分割納付等金額

7 法第15条の6の2第2項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第8条の3第2項第2号に掲げる書類

第9条～第16条 省略

(県民税の納税義務者等)

第17条 省略

2 法第25条第1項第2号に掲げる者で、収益事業（地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第7条の4に規定する事業をいう。以下この節において同じ。）を行うものまたは法人課税信託の引受けを行うものに対する県民税は、前項の規定にかかわらず、県内に当該収益事業または法人課税信託の信託事務を行う事務所または事業所を有するものに課する。

3～5 省略

第17条の2～第24条 省略

(個人の県民税の課税徴収に関する報告)

第25条 省略

2 法第46条第2項の規定による報告は、次に掲げる事項を報告することに

(2) 申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする日前1年間の収入および支出の実績ならびに同日以後の収入および支出の見込みを明らかにする書類

8 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日とする。

(徴収の猶予等に係る担保を徴する必要がない場合)

第8条の6 法第16条第1項ただし書の条例で定める場合は、徴収の猶予、職権による換価の猶予または申請による換価の猶予に係る金額が100万円以下である場合、それらの期間が3月以内である場合または担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第9条～第16条 省略

(県民税の納税義務者等)

第17条 省略

2 法第25条第1項第2号に掲げる者で、収益事業（施行令第7条の4に規定する事業をいう。以下この節において同じ。）を行うものまたは法人課税信託の引受けを行うものに対する県民税は、前項の規定にかかわらず、県内に当該収益事業または法人課税信託の信託事務を行う事務所または事業所を有するものに課する。

3～5 省略

第17条の2～第24条 省略

(個人の県民税の課税徴収に関する報告)

第25条 省略

2 法第46条第2項の規定による報告は、次に掲げる事項を報告することに

より行うものとする。

- (1) 省略
- (2) 徴収猶予の件数およびこれに係る税額の合計額
- (3) 換価の猶予の件数およびこれに係る税額の合計額
- (4) 省略

第26条以下省略

より行うものとする。

- (1) 省略
- (2) 徴収の猶予の件数およびこれに係る税額の合計額
- (3) 職権による換価の猶予および申請による換価の猶予の件数ならびにこれらに係る税額の合計額
- (4) 省略

第26条以下省略